

ワインの地理的表示「北海道」

— GI Hokkaido —

1 地理的表示(GI)制度とは

地理的表示(Geographic Indication: GI)制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品だけが、その産地名(地域ブランド)を独占的に名乗ることができる制度です。

北海道では、平成30年6月28日に国税庁からワインの地理的表示「北海道」の指定がなされています。

2 地理的表示の導入効果

地理的表示の導入効果として、次のことが期待されます。

- ・「北海道ブランド」による他の製品との差別化
- ・消費者の信頼性の向上
- ・日本の特産品として輸出事業に寄与
- ・「北海道ブランド」の保護



3 ワインの地理的表示「北海道」

北海道のぶどう栽培地は、4月～10月は1日の気温の変化が大きく、冷涼であるため、糖度が高く有機酸を豊富に含んだぶどうが収穫できます。また、通年で気温が低く貯蔵温度を低めに維持することができ、果実味が製品まで維持できます。

ワイン事業者による独自努力のほか、北海道内の業界団体の活動によって豪雪や厳寒などの気候に対応した栽培技術が確立したほか、北海道の自然環境に適応したヤマブドウ種やハイブリッド種といった耐寒性品種の選抜・開発が積極的に行われてきました。

(1) ワインの特性

- ・白 : 豊かで華やかな花や柑橘系の香りと豊かな酸味を有し、フルーティで軽快です。
- ・赤 : スパイスや果実の香り、はっきりとした酸味と穏やかな渋みを有します。
- ・ロゼ: 豊かな果実の香りを有し、フルーティで爽やかです。

(2) 原料・製法

北海道産ぶどうのみを原料とし、補糖、補酸及び総亜硫酸等の基準を満たしたもので、かつ、北海道内で製造・貯蔵・容器詰めを行ったものです。